

熊本県立熊本西高等学校
いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の問題であり、その解決が重要であることを生徒や保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

なお、本校においては国及び県の基本方針を遵守しながら、以下の通り本校独自の基本方針を策定し、いじめの防止等の対策を行っていく。

2 いじめの定義

第2条(「いじめ防止対策推進法」より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、

「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

具体的な対策等については、熊本県いじめ防止基本方針に従い取り組むものとする。その中で管理職はいじめの防止等に必要なスキルや重大事態等の学校危機に対するマネジメントスキルの向上を図ること。また、教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努めること。特に、アクティブラーニングの視点を重視した授業が推奨される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言などについては、これを見逃さない教職員の育成に努めること。さらに、下宿生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて下宿を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行うことに留意する。

5 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に対する取組を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止等対策委員会」を置くものとする。

(1) 構成員

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、人権教育主任（情報収集担当者）、教育支援部長、学年主任、養護教諭、外部専門家（SC等）

必要に応じ、学校評議員、育西会等が参加し、問題解決に対応する。

(2) 組織の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって以下に例示するような中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割を挙げる。

ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(オ) いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(3) 各部署の主な任務

校長、副校長 教頭、主幹教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の統括 ・県への対応 ・外部への対応 ・各部署への助言や観察 ・SSW(スクールソーシャルワーカー)の依頼
生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動と関連するいじめ事象への対応や情報収集 ・情報モラル講演会の企画運営 ・生徒会を通じた啓発活動の統括
人権教育主任 (情報収集担当者)	<ul style="list-style-type: none"> ・本校の年間計画に基づいた啓発運動の推進 ・定例の会議の企画立案 ・アンケートの実施及び分析 ・生徒の情報の収集・取りまとめ ・求めに応じ特別委員会の招集及び設置を検討・依頼 ・人権教育に関するLHRや講演等の企画運営
教育支援部長	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒相談への対応及び情報収集 ・教育相談報告や職員研修の企画運営
各学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・担任と連携しての生徒の観察及び情報収集 ・必要に応じ生徒への面談や助言の実施
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・保健観察を通じての生徒の状況の把握 ・情報をもとに担任や学年と連携の上必要な働きかけを日常的に実施 ・性教育講演会の企画運営 ・カウンセリング実施の企画及びSC(スクールカウンセラー)との連絡調整
外部専門家 (スクールカウンセラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒へのカウンセリングの実施、及びいじめの有無や本人の状態の把握 ・職員や保護者へのカウンセリングの実施 ・学校や家庭への指導や助言 ・他の機関への紹介・仲介 ・NCC(西高コミュニケーションサークル)の実施
教育支援部 (NCC担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・NCC(西高コミュニケーションサークル)の立案運営 (生徒、保護者、SC、担任との日程調整など)

6 年間計画

(1) 年間の取組についての検証（PDCAサイクル）

より実効性の高い取組を維持するため、本方針が、本校の実情に照らし適切に機能しているかを「いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

(2) 取組の評価・会議・校内研修会等の実施時期

ア 取組の評価

本校版のいじめに関するアンケート「こころのアンケート」、及び県版の「心のアンケート」により生徒の実態を把握するとともに、取組の評価を行う。また年度末には「学校評価アンケート」の結果をもとに、取組を総括する。

イ 会議

每学期行う。

ウ 校内研修

以下のように、一年を通じて様々な研修を実施し、教職員の人権感覚や人的資質及びコミュニケーション能力の向上に努め、より深い生徒理解につなげる。

- 「教育相談研修」（5月）
- 「生徒情報交換会」（6月・9月）
- 「情報モラル研修」（8月）
- 「ハラスメント防止研修」（8月）
- 「人権教育推進研修」（11月）

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

ア 職員による取組

- 「いのちを大切に作る心」を育む取組（通年）

各教科の授業やHR等、活動のあらゆる場面を通じ、全ての職員で実施する。そして学校全体が、互いの人権を尊重し支え合う集団となるよう、積極的に取り組む。

イ 生徒会による取組

- 集会の場で「『いじめを許さない』行動指標」を全校生徒に伝え、いじめを決して許さない気持ちと、いじめを克服するためお互いの心を高め合うことの大切さを全体で確認する。（6月）
- いじめ根絶標語の募集・展示を行う。（1・2学期）
- 校内放送等の手段を通じて、いじめ防止のメッセージ等を、時期を定めて朗読する等の取組を行う。（1学期）

(4) いじめの早期発見の取組と実施時期

- いじめ問題アンケート(本校版と県版での各学期1回実施)
- 生徒情報交換会（1・2学期実施）
- スクールカウンセラーによるカウンセリング（毎月実施、各月2～3回）
- 面談月間（学期毎）
- セルフチェック・ノートの活用(通年)
- 子どものサイン発見チェックリストの配付（育西会総会資料・西高必携への記載）
- 電話相談窓口の周知（育西会総会資料・西高必携への記載）

○県の「学校非公式サイト対策」の活用（インターネット等への対応）

○本校HPへの「西高いじめ防止基本方針」の掲載

(5) 学期毎の取組一覧

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none">・相談窓口の周知・生徒総会「『いじめを許さない』行動指標」確認・心のきずなを深める月間（5月面談月間）・教育相談職員研修・人権LHR（第1回）・いじめ根絶標語募集・西高こころのアンケート・生徒情報交換会（第1回）・いじめ防止メッセージ・性教育講演会・情報モラル講演会・いじめ防止等対策委員会（第1回）	<ul style="list-style-type: none">・情報モラル研修・ハラスメント防止研修・心のきずなを深める月間（10月面談月間）・生徒情報交換会（第2回）・創立記念祭（いのちを大切にする取組の発表）・人権教育講話・人権週間・心のアンケート（県版）・いじめ防止等対策委員会（第2回）	<ul style="list-style-type: none">・西高こころのアンケート・人権LHR（第2回）・心のきずなを深める月間（2月下旬～3月上旬面談月間）・取組の年間総括・いじめ防止等対策委員会（第3回）

7 いじめに対する措置

(1) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約に報告され、組織的対応を行い、いじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整える。

(2) 各教職員は、学校いじめ防止基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

(3) 「いじめ防止対策等委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通す。

(4) いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の形成を前提に、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(5) 必要に応じて、県が派遣する緊急支援員を要請することとし、派遣された緊急支援員の支援を円滑に活用し必要な連携を行うため、県が別途定める「いじめ問題等緊急

支援員の活動体制について」に記載された各支援員の専門性や情報共有の在り方について、平素から理解を深めておく。

(6) 重大事態発生時には、県教育委員会が別途作成する「重大事態時のSNS啓発資料」を活用する。なお、重大事態発生時に限らず、入学式や保護者会などの機会を利用し、事前の周知啓発を行うなど、平時の情報モラル教育に活用したりするなど、情報モラルに対する教育を充実させる。

なお、いじめ等を認知した職員は担任に連絡し、担任は学年主任や科主任等に連絡して情報を共有するとともに、学年主任は主幹教諭・教頭・人権教育主任へ連絡をする。その後、管理職の指示により「いじめ防止等対策委員会」を必要に応じて速やかに開催し、組織的に対応する。

ア いじめを受けたと思われる側への対応

(ア) 生徒

- 学校全体で心配や不安を取り除き、安心して教育を受けられるよう支援する。
- 本人の訴えを受け止め、不安の解消を図る。
- 解決に向けた決意を伝え、徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

(イ) 保護者

- 家庭訪問を行い、誠意を持って状況を正確に伝え、家族の協力を依頼する。いじめの事実をすでに家族が把握している場合にはそちらからも聴き取りを行い、生徒からの聴き取りとの整合性を確認する。解決に向けた決意と本人を徹底して守る姿勢を伝え、不安の解消を図りながら伝えるよう留意する。複数の職員で対応することが望ましい。
- 保護者の思いを聴き、その気持ちを汲み取ったうえで解決に向けた道筋をどう立てていくかについて協議する。
- 指導に関する経過報告を適宜行うと共に、一方的・一面的な指導にならないよう常に連携を取り合う。

イ いじめを行ったと思われる生徒への対応

(ア) 生徒

- 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、決して繰り返すことのないよう、精神的成長を期すため毅然とした態度で指導する。
- 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。

(イ) 保護者

- 家庭または学校で直接会う場を設け、いじめの事実を伝える。複数の職員で対応することが望ましい。
- 「いじめがあり、自分の子どもがその行為を行った」という事実についての十分な理解を得た上で、以後の対応が適切かつ迅速に行えるよう協力を求める。
- いじめを受けた生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

ウ 集団への対応

(ア) 他の生徒

- 周囲から見た客観的な情報の収集・整理を行い、事実の確認を行う。

○いじめは決して許されないということを、毅然とした態度で伝え理解させるとともに、集団のあり方についても考えさせる。

○いじめを受けたと思われる生徒を、集団として支える体制づくりを進める。

(イ) 他の保護者

○適切な情報提供を行い、誤解や動揺が広がらないよう各家庭の協力を求める。

○今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(ウ) 育西会・地域

○不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。

○学校の方針や解決の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。

○生徒を温かく見守るよう依頼する。

8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件ア及びイが満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

・その期間は、少なくとも3か月を目安とする。

・いじめ被害の重要性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の注視期間を設定するものとする。

イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談などにより確認する。

・特に、下宿生活を送っている生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する。

9 重大事態への対処

第28条(「いじめ防止対策推進法」より)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の意味について

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会がその事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

(4) 調査を行うための組織について

ア 学校が調査主体となる場合

学校が設置する調査組織は、法第28条の規定に基づき設置されている「いじめ防止等対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。この調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用

用する。

e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とする。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに停止させる。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。

(6) その他留意事項

生徒や保護者の心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で経過を報告することとし、関係者の個人情報やプライバシーの保護に十分配慮する。

イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

以上

(熊本県立熊本西高等学校 いじめ防止基本方針 R3年度改訂版)

熊本西高校 いじめ問題対応マニュアル

【1】いじめの発見（早期発見に努める）

- 教師の気づき（面談、生徒の言動や学級日誌・セルフチェックノート等の観察から）
- 被害者本人からの訴え
- 他の生徒や保護者・地域等からの情報
- 本校版及び県版のアンケートによる発見
- スクールカウンセラーによるカウンセリングでの発見

【2】情報収集・事実確認（収集は迅速に、確認は慎重に行う）

[学年・担任・生徒指導部・教育支援部等]

- 情報の収集と整理を徹底する。
- いじめを受けたと思われる生徒の立場に立ち、その気持ちを尊重する。
- 必ず複数の職員で対応することとし、事実確認については、憶測を排除した上で客観性をもって冷静かつ慎重に行う。

【3】情報と現状認識の共有化及び対応策の協議（対策委員会）

[校長・副校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・人権教育主任、(情報収集担当者)・教育支援部長・学年主任・該当クラスの担任・養護教諭・スクールカウンセラー等]

- 情報の整理・確認
- 課題の整理と現状認識の共有
- 具体的な対応策を協議

学年部

生徒指導部

教育支援部

人権教育係

職員会議

保護者

必要に応じて緊急の保護者会等を開催して現状を報告し、学校の取組への理解と協力を求める。

【4】具体的な対応

- 対応策に応じた職員の役割分担
- 職員間の意思を統一し、協同して対応（一貫性のある対応）
- 家庭・地域・関係機関等との連携 → 窓口の一本化（教頭）

個別の対応

①被害生徒への対応

- 本人の訴えを共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- 解決に向けた決意を伝え、徹底して守る姿勢を示す。
- スクールカウンセラー等と連携し、心のケアを行う。

②被害生徒の保護者への対応

- ※保護者がいじめの事実を把握している場合
まず聞き取りを行い、生徒からの聞き取りとの整合性を確認する。その後以下の3点の対応をする。
- ※保護者がいじめの事実を把握していない場合
まず、突然の事態に保護者が動揺し過ぎないように配慮しながら、以下の3点の対応をする。
- 家庭訪問を行い、誠意を持って状況を正確に伝え、家族の協力を依頼する。
 - 保護者の思いを聞き、その気持ちを汲み取った上で、解決に向けた道筋をどう立てていくかについて協議する。
 - 指導に関する経過報告を適宜行うとともに、一方的、一面的な指導にならないよう常に連絡を取り合う。

③加害生徒への対応

- 自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、決して繰り返すことのないよう、精神的成長を期すため毅然とした態度で指導する。
- 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化に導く。

④加害生徒の保護者への対応

- 家庭または学校で直接会う場を設け、いじめの事実を伝える。複数の職員で対応することが望ましい。
- 「いじめがあり、自分の子どもがその行為を行った」という事実についての十分な理解を得た上で、以後の対応が適切かつ迅速に行えるよう協力を求める。
- 被害生徒とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

周囲の生徒・保護者・地域への対応

①周囲の生徒への対応

- 周囲からの客観的な情報を整理し事実確認を徹底する。
- いじめは決して許されないということを毅然とした態度で伝えるとともに、集団のあり方についても考えさせる。
- 被害生徒を集団として支える体制づくりを進める。

②周囲の生徒の保護者への対応

- 適切な情報提供を行い、誤解や動揺が広がらないように各家庭の協力を求める。
- 今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

③育西会・地域への対応

- 不正確な情報や誤解が広がらないよう、適切な時期に正確な情報提供を行う。
- 学校の方針や解決の見通しを適切に示し、理解と協力を求める。
- 生徒を温かく見守るよう依頼する。

関係機関等への対応

- 必要に応じて、警察・病院等と連携を図る。
- スクールカウンセラー等による相談が適切に行えるように連絡・調整を図る。
- 報道機関等の取材がある場合は、管理職を中心に窓口を一本化して、迅速かつ正確を期した対応に徹する。

【5】事後指導

- 県教育委員会等の関係機関及び保護者に対し、指導の経過や結果及び今後の指導等について正しく報告する。
- 被害及び加害の生徒双方に対しての観察や指導・助言を継続する。
- 指導の過程や結果を記録に残し、指導方法改善への資料とする。

【6】体制の強化

- いじめ防止等対策委員会で定期的に見直しを行い、必要に応じて適宜改善を進め、体制の強化と充実を図る。